

令和8年度 門真市社会福祉法人等指導監査実施方針

1 目的

法人監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとする。

実施に当たっては、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知）で示された「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。

2 監査実施法人の選定

前回実施の指導監査から今期までの間で、経過期間の長い指導監査未実施法人を優先して実施する。

※なお、事前に指導監査受入れ体制等について確認を行う。

3 監査体制

下記の体制で実施する。

法人監査・・・おおむね3人

※ただし、監査員数は、法人規模等により変更する場合がある。

※また、指導監査の充実を図るため、必要に応じて、会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員が同行する場合がある。

4 大阪府等と相互に連携した指導監査の実施について

大阪府等と指導権限を共管する法人、施設については、平素から緊密な情報交換を図る等連携を図り、同時監査（並行監査）の実施に努める。

5 指導監査の結果及び改善状況の報告

「指導監査ガイドライン」に定められた「指摘基準」に応じ、社会福祉法人指導監査実施要綱「5 指導監査の結果及び改善状況の報告」に定める文書指摘等の指導を行う。

6 特別監査

運営等に重大な問題を有する法人・施設を対象に随時実施する。

また、指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善しない法人・施設に対して実施する。

7 その他

この実施方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（参考） 指導監査における主な確認事項について

①法人本部監査項目（「指導監査ガイドライン」項目）

I 法人運営 1：定款（必要事項の記載、変更の所定の手続、備置き・公表）

- 2：内部管理体制
- 3：評議員・評議員会（選任、適格性、定数、招集・運営 等）
- 4：理事（定数、選任及び解任、適格性、理事長 等）
- 5：監事（定数、選任及び解任、職務・義務 等）
- 6：理事会（審議状況、記録、債権債務の状況 等）
- 7：会計監査人
- 8：評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬（支給基準、公表 等）
- Ⅱ 事業
 - 1：事業一般（定款に基づく事業実施、地域における公益的取組の実施 等）
 - 2：社会福祉事業、公益事業、収益事業
- Ⅲ 管理
 - 1：人事管理
 - 2：資産管理（基本財産、基本財産以外の財産、株式保有、不動産の借用）
 - 3：会計管理（会計の原則、規程・体制、会計処理、会計帳簿、
決算及び計算関係書類、附属明細書 等）
 - 4：その他（特別の利益供与の禁止、社会福祉充実計画、情報の公表 等）